

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク 使用のてびき

ロゴマークの使用手続きと留意点について解説します。
なお、本てびきはロゴマーク使用に関する概要を示したものです。詳細を確認
したい方は、使用基準をご覧ください。

もくじ

1 ロゴマークの使用手続きについて・・・p1

- (1) 使用できる方・・・p1
- (2) 申請までのフロー図・・・p2
- (3) 申請から使用開始までのステップ・・・p3
 - 個人または法人の方・・・p3
 - 任意団体の方・・・p7



まずはここをチェック！

2 ロゴマーク使用の留意点・・・p12

- (1) 申請が不要である場合
- (2) 遵守事項
- (3) 使用が継続的な場合の使用期間
- (4) 内容の変更
- (5) 使用ガイドラインについて
- (6) 使用の非独占性等

3 連絡先・・・p14

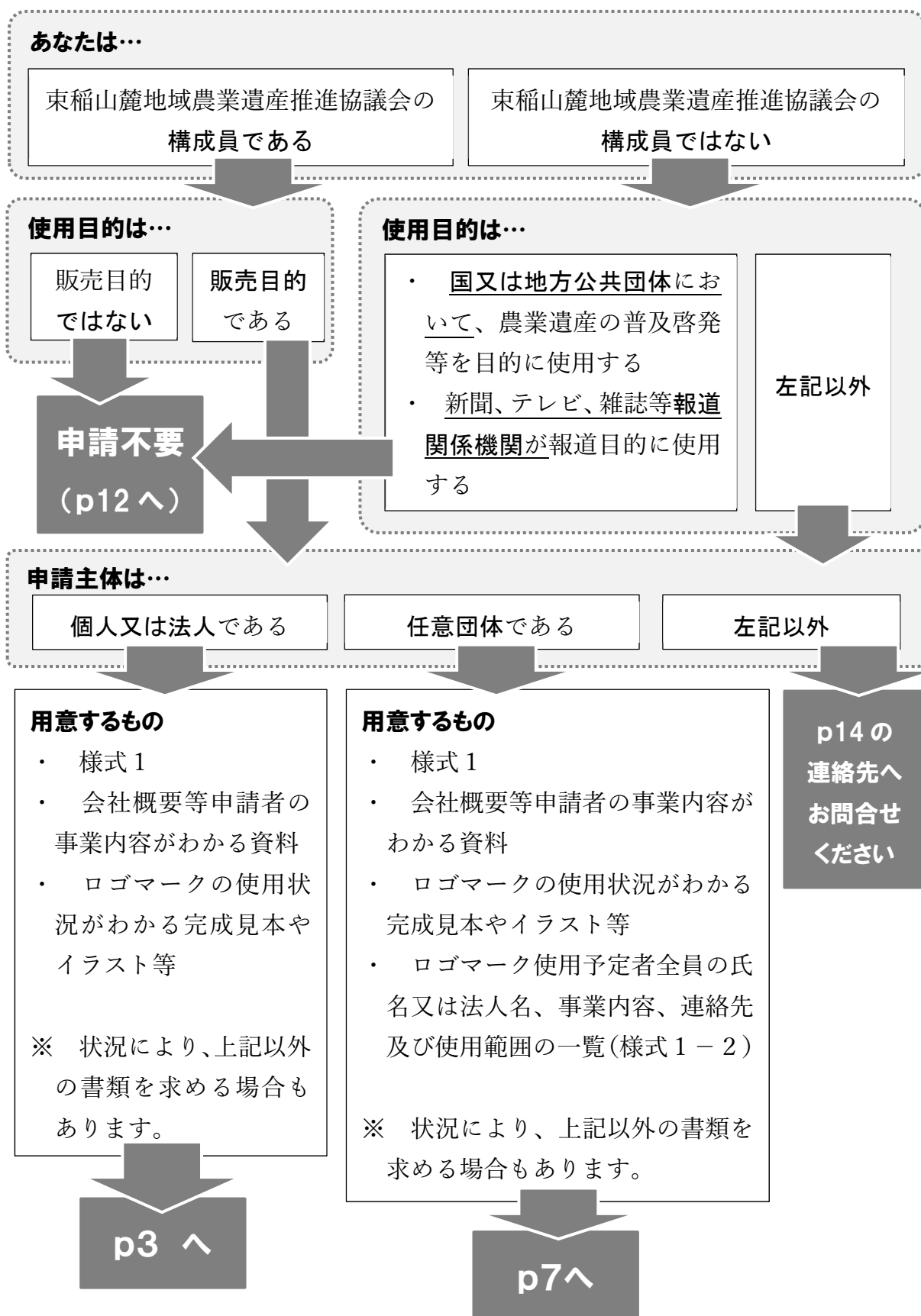
1 ロゴマークの使用手続きについて

(1)使用できる方

- ・ 日本農業遺産「東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システム」の
認知度を高める
 - ・ 日本農業遺産「東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システム」を
未来へ継承する
- という目的に賛同できる方であれば、どなたでも使用申請できます。

※ 個人・法人・任意団体いずれの方も申請することができます。ただし、任意団体の場合は、使用予定者全員の使用目的が同一である必要があります。

(2)申請までのフロー図



(3)申請から使用までのステップ

<個人または法人の方>

STEP1

「様式1」を用意します。

【個人・法人】記載例

(様式1) 令和〇年〇月〇日 ⑥

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用申請書

東稲山麓地域農業遺産推進協議会長 殿

申請者 住所・所在地 岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇-00 ①
氏名・名称 (株)東稲山麓
(代表者) 代表取締役社長 農業太郎

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準を了承の上、下記のとおり申請します。

記

②	申請者 (法人名・代表者)	(株)東稲山麓 代表取締役社長 農業太郎
	住所・所在地	〒 000-0000 岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇-00
	連絡先	連絡担当者氏名 岩手次郎 電話番号 000-000-0000 FAX番号 000-000-0000 E-mail 〇〇〇〇@〇〇.〇〇
③	使用の目的	〇〇地区のイメージアップ
④	使用範囲 (添付資料に記載がある場合は省略可)	(1)・〇〇地域を紹介する看板(〇〇地区に設置予定)、(4)・米(〇〇地区)
⑤	使用期間	(自) 令和〇年〇月〇日～(至) 令和 年 月 日 ■使用終了日が決まっている場合は(至)を記入。
	その他、参考事項	

※使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。
※申請者が使用基準第4条第2項の「任意団体」である場合は、ロゴマーク使用予定者全員の氏名又は法人名、事業内容、連絡先及び使用範囲の一覧(様式1-2)を添付してください。

『通信販売などの広告に使用される皆様へ』
「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目(商品等の対価など)があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。
このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。
なお、ロゴマークは法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。

- ①② 申請者・連絡担当者の情報を記載します。
- ③ 使用の目的を記載します。
【記載例】 イベントのPR、〇〇地域のイメージアップ 等
- ④ 使用範囲を記載します。使用基準第3条（1）～（5）のどれに該当するかを明記し、具体的な内容も記載します（（5）を適用する場合は、協議会への事前相談が必要です。）。
【記載例】（1）・〇〇地区に設置する〇〇の看板、（2）・〇〇株式会社の名刺、（4）・〇〇地区のりんご

【使用基準より】

第3条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては農業システムの価値を高めるよう努めるものとする。

- （1）農業システムによる土地利用、生物資源、里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの及びそれらの維持・保全に資すると認められる標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体
- （2）第1条※の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報紙、封筒、法被、ステッカーその他の媒体
- （3）その他農業システムの周知に効果的であると見込まれる媒体
- （4）前3号に定めるもののほか、農業システムの普及促進に資するものと認められる一関市舞川地区、奥州市生母地区及び平泉町長島地区の農林水産物及び加工品等の商品
- （5）その他協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたもの

※ p1の目的を定義した条文です。

- ⑤ 使用期間を記載します。使用開始を希望する日付のほか、決まっている場合は使用終了日も記載します。
- ⑥ 申請年月日を記載します。

STEP2

会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料を用意します。

STEP3

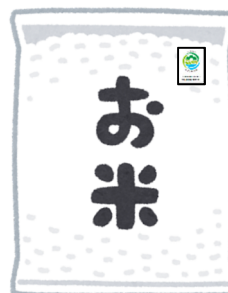
完成見本やイメージ図等、ロゴマークの使用状況が具体的に分かるものを用意します。手描きでも構いません。

例：シールを作製し農産物等に貼る場合

シール 1,000 枚



【使用イメージ】



マーク部分は



という表現でも
構いません。

例：法被を作製する場合

法被 10 着



表



裏

STEP4

用意した書類を p14 記載のいずれかの場所に提出します。

メールで提出する場合は、岩手県県南広域振興局農政部のアドレスあてに送付してください。

STEP5

東稲山麓地域農業遺産推進協議会において審査を行い、使用許諾となった場合は「使用許諾書」(様式2)と必要なデータをお届けします。

使用許諾書に記載された使用期間、ロゴマークが使用可能です。

STEP6

ロゴマークを使用した完成品は、完成後速やかに東稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局へ提出してください。

提出が難しいものは写真等で結構です。

<任意団体の方>

STEP1

「様式1」を用意します。

【任意団体】記載例

(様式1) 令和〇年〇月〇日 ⑥

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用申請書

東稲山麓地域農業遺産推進協議会長 殿

申請者 住所・所在地 岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇-〇〇 ①
氏名・名称 東稲山麓協議会 会長 農業太郎
(代表者)

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準を了承の上、下記のとおり申請します。

記

②	申請者 (法人名・代表者)	東稲山麓協議会 会長 農業太郎
	住所・所在地	〒 000-0000 岩手県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇-00
	連絡先	連絡担当者氏名 岩手次郎 電話番号 000-000-0000 FAX番号 000-000-0000 E-mail 〇〇〇〇@〇〇.〇〇
③	使用の目的	〇〇地区のイメージアップ
④	使用範囲 (添付資料に記載がある場合は省略可)	(別紙記載)
⑤	使用期間	(自) 令和〇年〇月〇日～(至) 令和 一年 月 日 ■使用終了日が決まっている場合は(至)を記入。
	その他、参考事項	

※使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。
※申請者が使用基準第4条第2項の「任意団体」である場合は、ロゴマーク使用予定者全員の氏名又は法人名、事業内容、連絡先及び使用範囲の一覧(様式1-2)を添付してください。

【通信販売などの広告に使用される皆様へ】
「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目(商品等の対価など)があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。
このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。
なお、ロゴマークは法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。

- ①② 申請者・連絡担当者の情報を記載します。
- ③ 使用の目的を記載します。この目的は、使用予定者全員が同一である必要があります。
(例) イベントのPR、〇〇地域のイメージアップ 等
- ④ 様式1-2に記載していただくため、省略可能です。
- ⑤ 使用期間を記載します。使用開始を希望する日付のほか、決まっている場合は使用終了日も記載します。
- ⑥ 申請年月日を記載します。

STEP2

「様式1-2」(ロゴマーク使用予定者一覧)を用意します。

(様式1-2)

ロゴマーク使用予定者一覧

	氏名又は法人名	事業内容	連絡先	使用範囲
1	農業太郎 ①	米、大豆生産 ②	住所：〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL：000-0000-0000 FAX：000-000-0000 e-mail：〇〇〇〇@〇〇.〇〇 ③	(2)・イベントで使用する法被、(4)・米(〇〇地区)、(4)・大豆(〇〇地区) ④
2	岩手次郎	小麦生産	住所：〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL：000-0000-0000 FAX：なし e-mail：〇〇〇〇@〇〇.〇〇	(2)・イベントで使用する法被、(4)・小麦(〇〇地区)
3	東稲花子	パンの製造・販売	住所：〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL：000-0000-0000 FAX：000-000-0000 e-mail：〇〇〇〇@〇〇.〇〇	(2)・イベントで使用する法被、(4)・パン
4	農業遺産ワイナリー	ワイナリー経営	住所：〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL：000-0000-0000 FAX：なし e-mail：〇〇〇〇@〇〇.〇〇	(2)・イベントで使用する法被、(4)・ワイン

- ★ 行数は必要に応じて増減してください。
- ★ 団体でまとめて作製するような物品類(法被、のぼり、名刺等)については、使用する可能性のある方全員の使用範囲に記載してください。

- ① 使用予定者の氏名又は法人名を記載します。
- ② 〃 事業内容を記載します。（「農業、米」「製麺、そば」等）
- ③ 〃 連絡先を記載します。使用許諾書はこちらに書かれた場所に個別送付しますので、正確に記載してください。
- ④ 使用範囲を記載します。使用基準第3条（1）～（5）のどれに該当するかを明記し、具体的な内容も記載します（（5）を適用する場合は、協議会への事前相談が必要です。）。

【使用基準より】

第3条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては農業システムの価値を高めるよう努めるものとする。

- （1）農業システムによる土地利用、生物資源、里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの及びそれらの維持・保全に資すると認められる標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体
- （2）第1条*の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報紙、封筒、法被、ステッカーその他の媒体
- （3）その他農業システムの周知に効果的であると見込まれる媒体
- （4）前3号に定めるもののほか、農業システムの普及促進に資するものと認められる一関市舞川地区、奥州市生母地区及び平泉町長島地区の農林水産物及び加工品等の商品
- （5）その他協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたもの

※ p1の目的を定義した条文です。

STEP3

完成見本やイメージ図等、ロゴマークの使用状況が具体的に分かるものを用意します。

使用予定者ごとに使用範囲が異なる場合は、全員分提出していただくことを基本としますが、使用イメージが類似している場合はこの限りではありません（同一のシールを作成してそれぞれの商品に貼り付ける場合等。）。

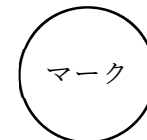
例：シールを作製し農産物等に貼る場合



例：法被を作製する場合



マーク部分は



という表現でも
構いません。

STEP4

用意した書類を p14 記載のいずれかの場所に提出します。

メールで提出する場合は、岩手県県南広域振興局農政部のアドレスあてに送付してください。

STEP5

東稲山麓地域農業遺産推進協議会において審査を行い、使用許諾となった場合は「使用許諾書」(様式2)を使用者ごとにお届けします。

データについては、申請者のみで足りる場合は申請者のみに送付します。

使用許諾書に記載された使用期間、ロゴマークが使用可能です。

STEP6

ロゴマークを使用した完成品は、完成後速やかに東稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局へ提出してください。提出が難しいものは写真等で結構です。

申請した方が可能な限り各使用者の完成品又は写真等をまとめて提出してください。

2 ロゴマーク使用の留意点

(1) 申請が不要である場合

下記の場合については、申請不要で使用することができます。

データが必要である場合は、p14の連絡先へお問合せください。

- ・ 東稲山麓地域農業遺産推進協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合
- ・ 国又は地方公共団体において、農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
- ・ 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ・ その他東稲山麓地域農業遺産推進協議会が適当と認める場合（協議会への事前相談が必要です）

(2) 遵守事項

- ・ 許諾された使用内容のみに使用してください。また、使用許諾の際に条件を付された場合は、それに従ってください。
- ・ 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないでください。
- ・ 関係法律を遵守してください。
- ・ 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの使用基準に違反することがないようにしてください。
- ・ 他者によるロゴマークの無断使用など問題となりうる行為を発見した場合は、速やかに協議会へ報告してください。

(3) 使用が継続的な場合の使用期間

使用終了日が明確な場合は、使用申請書に記載する必要があります。

使用が継続的な場合の使用期間は、一度使用許諾となった後は、各年度の4月1日から翌年の3月末までを承認期間として、自動的に更新されます（東稲山麓地域農業遺産推進協議会から使用終了の連絡があった場合や、使用者側から使用を取りやめる旨の連絡をした場合を除きます。）。

(4) 申請内容の変更

使用許諾の内容について変更がある場合は、あらかじめ変更申請書（様式4）を東稲山麓地域農業遺産推進協議会に提出し、変更許諾を受けてください。提出先は申請書と同様です。

(5) 使用ガイドラインについて

ロゴマークのデザインは、「東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用ガイドライン」に基づきますので、必ず確認をお願いします。

(6) 使用の非独占性等

使用許諾を受けた場合でも、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利が与えられるものではありません。

同様に、商品、使用者等について東稲山麓地域農業遺産推進協議会の推奨を行うものではありません。

3 連絡先

- **一関市農政推進課**

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL：0191-21-8421

- **奥州市農地林務課**

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

TEL：0197-34-1764

- **平泉町農林振興課**

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番2号

TEL：0191-46-5564

- **岩手県県南広域振興局農政部**

〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町1-2

TEL：0197-22-2842 Mail：BD0004@pref.iwate.jp